

米穀の生産調整に関する方針認定申請書

年 月 日

地方農政事務所長 殿

作成者 住所
氏名 (法人にあっては、名称
及び代表者の氏名)

米穀の生産調整に関する方針について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第5条第1項の規定に基づく認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

米穀の生産調整に関する方針

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

(記載例)

ア 生産目標数量設定の方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者等(以下、「方針参加農業者等」という。)の生産目標数量については、地域水田農業推進協議会における検討を踏まえ、 $\times\times\times\times$ のように設定する。

その場合、地域水田農業ビジョンで示された担い手に対しては、 $\times\times\times\times$ のような対応を行うこととする。また、所有する水田面積が a 以下の飯米農家に対しては、 $\times\times\times\times$ のような対応を行うこととする。

イ 生産目標面積の設定の方法

方針参加農業者等に対しては、生産目標数量とあわせて作付目標面積を設定することとし、生産調整の実施状況の確認については、面積により行う。

農業者等別の生産目標数量を面積に換算する場合の単収の設定方法としては、地域水田農業推進協議会における検討を踏まえ、作物統計による直近7年間の市町村別水稻単収の最高、最低を除く5年平均を基準(地域の設定基準について記載)とする。

なお、有機栽培、 $\times\times$ 等の減収を伴う特色ある米栽培を実施する場合には、 $\times\times$ における単収を基に算定した減収率を用いた基準単収とする。

ウ 通知の方法

生産目標数量等の通知については、農業者別を基本とするが、集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産目標数量等の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

(記載上の留意点)

- ・ 市町村段階の第三者機関的な組織（地域水田農業推進協議会）における検討内容に即した形で記述する。
- ・ 生産目標数量等の設定に当たっての考え方について記述し、各年の具体的な生産目標数量等については、記述しない。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

米の生産調整の方針

(記載例)

ア 米以外の作物等の作付方針

地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、
、××について、需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

なお、地域の気象・土壌等の条件が適さず、実需者からの評価が低いについては、上記作物への転換を図ることとする。

イ 加工用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、加工用米制度の下で、加工用米の生産を行うこととする。

なお、加工用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者等だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者等、地域の水田を所有する農業者等が一体となった取組が必要である。

このため、地域水田農業推進協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について、十分議論するとともに、町、等の関係機関においても、その達成に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言、指導を実施すること

が必要である。

具体的には、

関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者等に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導

地域水田農業推進協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言、指導

その他必要な情報の提供に関すること

(記載上の留意点)

- ・ ア及びイについては、地域水田農業ビジョンの内容との整合性を踏まえ記載するとともに、参考として、地域水田農業ビジョンを添付することとする。
- ・ ウについては、関係機関等に対して助言、指導を要請する場合、可能な限り具体的にその内容について記述する。関係機関等に対する助言、指導の要請等がその内容として含まれる生産調整方針について、農林水産大臣が認定する場合、農政事務所長はその関係する機関等に対して、その内容が、それぞれの所掌業務等に照らし合わせて適切であるか確認する。

豊作により過剰米が発生した場合の対応方針

(記載例)

豊作により過剰米が発生した場合、その過剰分について、出来秋の段階において、速やかに方針参加農業者等に対して伝達するとともに、市場からの隔離を行い、集荷円滑化対策を活用して、適切な過剰米対策を実施する。

ア 集荷円滑化対策に係る拠出金の徴収

方針参加農業者等から集荷円滑化対策への加入申請があった場合、米穀安定供給確保支援機構(以下、「機構」という。)において定められる拠出単価×生産者毎の主食用水稻作付面積で求められる金額を方針参加農業者等から徴収する。

徴収した拠出金については、方針参加農業者等分を一括して機構に対して拠出する。

イ 過剰米が発生した場合の対応方法

豊作による過剰米は、農業者別の生産目標数量と統計情報部の公表する10月15日現在の作柄表示地帯別作況指数を基に特定し、方針参加農業者等に対して、通知する(出荷がその公表以前の場合、9月15日現在の作柄表示地帯別作況指数等により仮置きする)。

必要に応じて、農業者間等において、処理すべき過剰数量を調整する。生産者から出荷された米穀のうち、で算出した豊作による過剰米(

の調整後の数量)については、集荷円滑化対策の融資単価等を踏まえ、民間流通米の仮渡し価格とは別途の仮渡し価格を設定し、民間流通米とは区分して保管する。

出来秋の段階で区分保管した豊作による過剰米については、豊作となった時点における需給状況等を踏まえ、以下の対応方法の中から適切な対応を行うこととする。

- a 区分保管分を翌年の農業者別生産目標数量から減少させた上で、その需要に対して、翌年の出来秋以降に古米として販売
- b 配合飼料用、新規加工用(米粉用、海外輸出用、)として販売
- c 機構に対して、融資の返済として米を引き渡し

ウ 区分保管する場合の米の保管場所等

区分出荷された米穀については、その数量等に応じて、適切な保管場所において保管することとし、その具体的な保管場所及び保管方法については、農政事務所長に対して報告する。

(記載上の留意点)

- ・ イの について、豊作になった場合の具体的な対応は、過剰数量が特定された段階で選択することとし、その場合の対応方法の選択肢について記述することとする。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。